

聖籠町告示第六十一号

聖籠町入札監視委員会運営要領を次のように定める。

平成二十年 九月十二日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町入札監視委員会運営要領

(趣旨)

第一条 この要領は、聖籠町入札監視委員会設置要綱（平成二十年告示第六十号。以下「要綱」という。）第十一条の規定に基づき、聖籠町入札監視委員会（以下「委員会」という。）の会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第二条 要綱第二条第一項に定める町発注工事とは、建設業法（昭和二十四年法律百号）第二条第一項に規定する建設工事であつて、かつ、当該工事の予定価格が二百万円を超えるものをいう。

(定例会議提出資料)

第三条 要綱第五条第三号に規定する会議（以下「定例会議」という。）は、原則として、五月及び十一月に開催する。

2 要綱第二条第一号に規定する報告は、次に掲げる書類を提出することにより行うものとする。

一 定例会議を開催する月の前月前六月間に契約（仮契約を除く）した発注工事一覧表（別記様式第一号）

二 定例会議を開催する月の前月前六月間に行った指名停止措置一覧表（別記様式第二号）

三 定例会議を開催する月の前月前六月間に行った入札及び契約手続等に関する苦情処理一覧表（別記様式第三号）

四 その他委員会が必要と認める入札及び契約手続に関する資料

（審議事案の抽出）

第四条 要綱第二条第二号の規定による審議は、委員会が発注工事一覧表に記載された工事のうちから抽出して行うものとする。

2 前項に定める抽出は、定例会議開催の二週間前までに行うものとする。

3 抽出は、各発注方式から一件以上、合計で十件程度とする。ただし、対象期間内に発注実績のない方式については、この限りではない。

4 委員会は、第一項の抽出をあらかじめ指定した委員（以下「抽出委員」という。）に委任するものとする。

5 抽出委員は、委員長を除く委員の輪番制とし、委員長が指名するものとする。

6 抽出委員は、審議に際し、自らの行った抽出結果を委員会に報告するものとする。

（審議事案の説明）

第五条 前条第一項に定める審議事案の説明は、審議事案説明書（別記様式第四号）及び次に掲げる資料により行うものとする。ただし、発注方式等により該当する資料がない場合は、この限りではない。

一 工事概要説明資料

二 参加資格及び指名審査等関係資料

三 入札調書等の入札関係書類

四 工事請負契約書

五 その他委員会が別に求める資料

2 前項に定める説明は、当該工事の工事担当課長が行うものとし、入札及び契約等の制度全般については、必要

に応じ当該事務を所管する課長が行うものとする。

（再苦情申立てに係る審議）

第六条 要綱第二条第三項に定める審議について、再苦情処理事案説明書（別記様式第五号）及び次に掲げる資料により行うものとする。

一 苦情申立書

二 苦情の申立てに対する回答書

三 再苦情申立書

四 審議事案説明書（別記様式第四号）及び添付資料

2 前項に関する説明は、総務課長が行うものとする。

（関係者の出席等）

第七条 委員会は、要綱第二条各号に規定する審議に必要ながあると認めるときは、関係者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

（回議）

第八条 緊急やむを得ない事情により会議を開催できない場合には、書類の回議をもって会議に替えることができるものとする。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

発 注 工 事 一 覧 表

〔期間： 年度（ 月～ 月）〕

一般競争入札

No.	工 事 名	工事 種類	工事期間	契約の相手方	契約金額	落札率	工 事 担当課
					(単位:円)		

指名競争入札

No.	工 事 名	工事 種類	工事期間	契約の相手方	契約金額	落札率	工 事 担当課
					(単位:円)		

随意契約

No.	工 事 名	工事 種類	工事期間	契約の相手方	契約金額	落札率	工 事 担当課
					(単位:円)		

注) 予定価格が200万円以下の工事を除く。

別記様式第2号（第3条関係）

指 名 停 止 措 置 一 覧 表

〔期間： 年度（ 月～ 月）〕

措置対象 事業者名	主たる営業所の 所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
		年 月 日 ～ 年 月 日		

注) 該当事項の欄には、聖籠町建設工事請負業者等指名停止措置要領に定める別表第1及び別表第2に掲げる要件のうち、該当するものを記入する。

別記様式第3号（第3条関係）

苦 情 処 理 一 覧 表

〔期間： 年度（ 月～ 月）〕

苦情申立 対象工事	苦情申立者の 住所及び氏名	苦情申立ての内容 及びその根拠	苦情申立てに対する 処理状況

注)・予定価格が250万円を超える工事であって、聖籠町発注工事に関する苦情処理要領第5条による苦情の申立てに対する回答を行ったものに限る。

- ・苦情申立者が法人の場合は、主たる営業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記入する。

別記様式第4号（その1）

審 議 事 案 説 明 書

発注方式	(制限付き) 一般競争入札			
工事担当課				
工事名				
工事種別				
工事概要				
競争参加資格の設定内容				
上記資格を設定した経緯・理由 (設定の考え方)				
資格参加申請書の提出者数 ①		辞退者数 ②		入札参加者数 (①－②)
落札候補者の資格認定				
失格者が 出た場合の 理由及び対応				
入札状況等の 契約までの経過				

別記様式第4号 (その2)

審 議 事 案 説 明 書

発注方式	指名競争入札				
工事担当課					
工事名					
工事種別					
工事概要					
指名業者数 ①		辞退者数 ②		入札参加者数 (①-②)	
上記業者を指名した経緯・理由 (指名の考え方)					
失格者が 出た場合の 理由及び対応					
入札状況等の 契約までの経過					

別記様式第4号(その3)

審 議 事 案 説 明 書

発注方式	随意契約
工事担当課	
工事名	
工事種別	
工事概要	
選定した相手方	
上記業者を選定した経緯・理由 (随意契約の理由)	
見積状況等の 契約までの経過	

別記様式第5号（第6条関係）

再 苦 情 処 理 説 明 書

1 対象工事

発注方式	
工事名	

2 苦情申立者の概要

住 所	
氏 名	
業種・等級	

3 苦情申立及び回答

申立年月日	年 月 日
申立要旨	
回答年月日	年 月 日
回答要旨	

4 再苦情申立及び発注者の意見

申立年月日	年 月 日
申立要旨	
発注者の意見	

注)・苦情申立者が法人の場合は、主たる営業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記入する。

・業種・等級の欄には、当該工事に係るものを記入する。